

## 国民健康保険および後期高齢者医療制度の年次更新について

現在お持ちの国民健康保険および後期高齢者医療制度の資格確認書は、有効期限が令和8年7月31日となっていますので、8月以降に使用する分を7月中旬に以下のとおり送付予定です。なお、有効期限が令和8年7月31日までの資格確認書は、国保年金係まで返却していただくか、個人情報に注意し、ご自身で破棄してください。

### ●国民健康保険にご加入の方

右表のとおり世帯主様宛に送付します。

#### 資格情報のお知らせ

マイナ保険証を登録している方

#### 資格確認書

マイナ保険証を登録していない方

### ●後期高齢者医療制度にご加入の方

右表のとおりご本人様宛に送付します。

#### 資格情報のお知らせ

マイナ保険証を登録している84歳以下の方

#### 資格確認書

- ・85歳以上の方全員
- ・マイナ保険証を登録していない84歳以下の方

(なお、マイナ保険証をお持ちの方で、特別な事情により資格確認書が必要な方につきましては、申請により交付を受けることもできます。詳しくは国保年金係(①番窓口)へお問い合わせください。)

## 8月以降の限度額適用認定証について

マイナ保険証をお使いの方は、限度額認定証は不要です(限度額認定証がなくても限度額を超える支払いが免除されます)。

ご自身の自己負担限度額に関しては、前年度の所得申告に応じて判定されますので、マイナポータルよりご確認ください。

### ●国民健康保険の方

現在、限度額認定証を所持しているか否かにかかわらず、8月以降、限度額認定証等が必要な方は、窓口にて申請が必要です。

なお、70歳から74歳までの方については、負担区分によっては交付を受けられない場合がありますので、事前に電話等でお問い合わせください。

### ●後期高齢者医療制度の方

過去に限度額適用認定証の申請をしている場合は、資格確認書へ負担区分が明記されていますので、申請は不要です。新たに申請をしたい場合は、負担区分によっては交付を受けられない場合がありますので、事前に電話等でお問い合わせください。

### ●申請受付期間 7月21日(火)から

### ●申請に必要なもの

- ・窓口に来る方の本人確認ができる書類(免許証等)
- ・世帯主および申請者の個人番号がわかるもの
- ※(別世帯の方が申請する場合は、委任状も併せて必要です)

### ●申請窓口

町民課国保年金係(①番窓口)

電話：767-2340 FAX：767-2104



## 国民年金保険料免除・納付猶予の申請受付が始まります

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。これまで、保険料の納付が全額または一部免除になっていた方も、7月分以降の免除を希望するときは、改めて申請が必要です。

ただし、全額免除または納付猶予の承認を受けていた方で、申請の際に免除申請の継続を希望した方については、自動的に審査を行い、審査結果が本人宛に日本年金機構から通知されます。(失業などの特例認定により、承認を受けていた方は除きます。)

また、保険料免除(納付猶予)申請は、前年の所得を基準として審査されますので、前年の所得を申告していない方は申告が必要です。(無収入の場合を含みます。)

### 【保険料免除制度】

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額または一部免除されます。

### 【保険料納付猶予制度】

50歳未満の方で、本人・配偶者前年の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

### ●申請受付開始日

7月1日(水)

### ●申請に必要な書類

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

※失業を理由とするときは、「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」の写しをご提出ください。

※郵送で申請される方は、マイナンバーカードの写しなどの本人確認書類を添付してください。



### ●申請先

○スマートフォンやパソコンで、マイナポータルを利用して電子申請できます。

○年金事務所へ郵送または窓口で申請してください。また、町民課国保年金係の窓口でも申請できます。